

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2020 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

2021 年 4 月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「脱退一時金①」です。

第 32 講 「脱退一時金①」

（確定拠出年金法附則第 3 条 2020 年度版条文集 P238 ほか）

※今回の講座の内容は、2021 年 4 月に施行された改正事項が含まれるため、2020 年度条文集（2020 年 4 月 1 日現在の法令）の内容）とは一部異なる箇所があります。

「脱退一時金」とは、確定拠出年金の加入者の資格を喪失した者が、所定の要件のもとに、その後、加入者、運用指図者のいずれにもならず制度から脱退した場合に受ける一時金です。脱退一時金に関する規定としては、個人型年金のもとで支給される脱退一時金に関する規定である確定拠出年金法附則第 3 条、企業型年金のもとで支給される脱退一時金に関する規定である附則第 2 条の 2 があり、このほかに、確定拠出年金法施行令第 59 条、第 60 条などがあります。今回は、個人型年金のもとで支給される脱退一時金についてみてみます。

条文の内容を説明する前に、脱退一時金に関する規定が「附則」に定められていることについて触れておきましょう。これまでみてきた他の項目がいずれも確定拠出年金法の「本則」に定められているのに対し、脱退一時金については「附則」に定められています。本則とはその法律の本体に当たる部分のことであり、附則とは本則に付随して、施行日や施行に伴う経過措置などが定められた附帯的部分のことです。つまり、確定拠出年金は老後の資産を形成するための制度であることをふまえ、脱退一時金は、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金といった本則で定められている給付とは異なり、給付の例外として、本来は経過措置として設けられているということです。もっとも、法律の趣旨、意図としては臨時的、暫定的な措置ではありますが、脱退一時金については条文に「当分の間」とあるため、いつまでの経過措置なのかについては明らかではなく、改廃は法改正に委ねられることとなります。なお、脱退一時金の受給要件は、個人型年金の加入対象者の拡大に伴い、2017 年 1 月より厳格化されましたが、これは、本来は例外的な給付であるという法律の趣旨に沿ったものといえます。

それでは、確定拠出年金法附則第 3 条の内容をみてみましょう。

第 1 項には、脱退一時金の受給要件と請求先が定められています。脱退一時金は、当分の間、以下の全てを満たした場合に受けることができます。

- ① 保険料免除者であること
- ② 障害給付金の受給権者でないこと
- ③ 通算拠出期間が政令で定める期間内であること又は請求した日における個人別管理資産の額が政令で定められた額以下であること。具体的には、通算拠出期間については、確定拠出年金法施行令第 60 条第 1 項により 5 年以下であること、個人別管理資産の額については同 3 項により、25 万円以下であることが要件となります。また、請求した日における個人別管理資産の額は、同 2 項により請求日の属する月の前月における個人別管理資産の額を基準として定められます。
- ④ 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して 2 年以内であること
- ⑤ 附則第 2 条の 2 に定められている脱退一時金（企業型年金のもとで支給される脱退一時金）の支給を受けていないこと

下線部分の「保険料免除者」、「通算拠出期間」は確定拠出年金法上の用語です。

保険料免除者については、附則第3条には記載されておらず、確定拠出年金法第62条第1項1号に、国民年金第1号被保険者のうち個人型年金の加入対象者となれない者の説明の箇所に記載されているので留意が必要です。第62条第1項第1号では、「国民年金法第89条第1項（第2号部分のみ）、第90条第1項、第90条の3第1項、第90条の2第1項から第3項までの規定により国民年金保険料を全部または一部を納付することを要しない者」を保険料免除者と定義づけています。国民年金法の条文は条文集には記載されていませんが、総務省のe-Govなどで確認してみると、つまり、保険料免除者には、国民年金の保険料を免除されている者に加え猶予されている者も含まれますが、国民年金法第89条第1項（法定免除者）については第2号部分のみとあることから、生活保護等による生活扶助を受けている者（第2号部分）のみが該当し、障害等級1級・2級の障害年金を受けている者（第1号部分）は、確定拠出年金法上の保険料免除者からは除かれることとなります。なお、2019年4月に創設された、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料の免除は、国民年金法第88条の2に定められているため、確定拠出年金法上の保険料免除者には該当しません。

通算拠出期間については、附則第3条の該当箇所に、「企業型年金加入者期間と個人型年金加入者期間を合算した期間」とあり、括弧書きにより、他の企業年金制度などからの資産の移換により通算加入者等期間に算入された期間も含まれることが記載されています。

なお、条文上、請求先は、個人型年金運用指図者が請求する場合は記録関連運営管理機関、個人型年金運用指図者以外の者（企業型年金加入者であった者、国民年金連合会に自動移換された者も含む）が請求する場合は、国民年金基金連合会となっています。ただし、個人型年金運用指図者以外の者が請求する場合には、第3項にあるように、同時に個人型年金運用指図者となる申出をする必要があることから、イデコ公式ホームページなど一般に広く周知することを目的としたものでは、個人型年金運用指図者以外の者である場合には、その者が選択した運営管理機関に請求することとされています。

第2項は、脱退一時金の裁定に関する規定です。

条文上は、脱退一時金の裁定は、個人型年金運用指図者が請求する場合には記録関連運営管理機関が行い、個人型年金運用指図者以外の者が請求する場合には国民年金基金連合会が行うこととされています。ただし、個人型年金規約第25条により、国民年金基金連合会は、自動移換された者の氏名等の記録、保存などを行う者を「特定運営管理機関」として指名することになっているため、イデコ公式ホームページなどでは、特定運営管理機関が支給手続きを行うといった表記をしています。なお、給付の支給を行うのは国民年金基金連合会です。

第3項は、前述のように、個人型年金運用指図者以外の者が脱退一時金を請求するときは、同時に個人型年金運用指図者となる申出を行うことが定められています。つまり、企業型年金の加入者資格を喪失した者が、この講で説明している脱退一時金を受けるためには、一旦個人型年金に個人別管理資産を移換する必要があるということです（これに対し、第33講で説明する企業型年金のもとで支給される脱退一時金は、さらに例外的な給付として、個人型年金に移換せずに受けることができるものです）。

第4項は、どの時点の個人別管理資産の額を給付の額とするかに関する規定です。詳細は、確定拠出年金法施行令第60条第4項に定められ、請求した日から起算して3か月を経過するまでの間の個人型年金規約で定める日における個人別管理資産の額となります。

第5項は、脱退一時金を受けた場合の加入者期間、運用指図者期間の取り扱いです。脱退一時金を受けた場合は、支給を受けた月の前月までの加入者期間及び運用指図者期間は通算加入者等期間から除かれます。従って、脱退一時金を受けた後で、再び確定拠出年金の加入者となった場合は、運用指図者期間も含めて過去分を通算することはできないので留意が必要です。

今回は、「脱退一時金②」です。

※記載内容は2021年4月1日現在の法令に基づくものです。

※2021年4月より、脱退一時金の受給要件の1つである通算拠出期間が政令で定められることとなりました。また、政令で定められる期間は、確定拠出年金法施行令第60条により5年以下であることとなり、改正前の確定拠出年金法附則第3条第1項により定められていた3年以下から緩和されることとなりました。これは、公的年金の脱退一時金（日本に短期滞在する外国人を対象とした給付）の支給上限月数が、3年から5年に引き上げられたことに伴うものです。